

フィルタリングが 子どもたちを守ります！

携帯電話に潜む危険、知っていますか？

- 出会い系サイト、コミュニティサイト**
→殺人、誘拐、性犯罪などの犯罪に巻き込まれるおそれあり
- 違法・有害情報へのアクセス**
→アダルトサイト、自殺サイトなど子どもの成長に悪影響！
- ブログ、プロフィールサイト、掲示板など**
→誹謗中傷、無防備な個人情報の公開
- その他にも**
→架空請求、悪質なチェーンメール(※)



どうすれば被害を防げるの？

「**フィルタリングサービス**」(有害サイトアクセス制限サービス)が効果的です。

携帯電話販売店に申し込みましょう！(原則無料)

「フィルタリング」とは インターネット上の違法・有害情報を見せないようにする仕組みのこと。
一部のSNSやブログが閲覧できる場合もあります。(※)架空請求、チェーンメールを直接的に防ぐことはできません。

保護者の皆様へ

- お子さんに携帯電話を持たせる場合は、必ず**フィルタリングサービス**を申し込みましょう。
- お子さんの言いなりになり、フィルタリングサービスを安易に解約しないでください。

島根県警察・島根県・島根県教育委員会

携帯電話のフィルタリングサービス申し込み方法

会社 内容	NTTドコモ		au (KDDI)	ソフトバンク	
	iモード携帯	スマートフォン			
サービス 名称	■アクセス制限サービス ・「Web制限」 ・「キッズiモードフィルタ」 ・「iモードフィルタ」 ◆アクセス制限カスタマイズ ・「サイト設定」 ・「時間制限」 ・「カテゴリ制限」	■アクセス制限サービス ・「spモードフィルタ」 ◆spモードフィルタカスタマイズ ・「サイト設定」 ・「カテゴリ設定」 ■ブラックベリーWebフィルタ	EZ安心アクセスサービス ・「接続先限定コース」 ・「特定カテゴリ制限コース」 ・「カスタマイズコース」	ウェブ安心サービス ・「Yahoo!きっず」 ・「ウェブ利用制限」 ・「ウェブ利用制限(弱)・(弱)プラス」	
月額使用料	無 料		無 料 (カスタマイズコース月額105円)	無 料	
対応機種	iモード対応全機種	スマートフォン	EZWeb対応全機種 (EZWIN/EZwebmultiコース)	SoftBank3G全機種	
申込 方法	店舗	ドコモショップで申し込み		auショップで申し込み	ソフトバンクショップで申し込み
	電話	【ドコモの携帯電話から】 局番なしの「151」へ(無料) 【一般電話から】 0120-800-000(無料) (ドコモインフォメーションセンター)		【auの携帯電話から】 局番なしの「157」へ(無料) 【一般電話から】 0077-7-111(無料) (auお客様センター)	【ソフトバンクの携帯電話から】 局番なしの「157」へ(無料) 【一般電話から】 0800-919-0157(無料) (ソフトバンクカスタマーサポート)
	パソコン	「My docomo」 http://www.mydocomo.com/	申込不可	「auお客様サポート」 https://cs.kddi.com/	「My SoftBank」 https://my.softbank.jp/
	ケータイ	(iモードから) iメニュー →お客様サポート →お申込・お手続き →各種お申込・お手続き →手続き開始(ログイン) →各種手続き →iモード・オプション	申込不可	(EZWebから) トップメニュー →auお客様サポート →申し込む/変更する →オプションサービス →EZ安心アクセスサービスを追加	(Yahoo!ケータイから) メニューリスト →設定・申込 MySoftBank →各種変更手続き →変更手続き →オプションサービス変更

フィルタリングに関する法律・条例

○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」
(保護者の責務)

第6条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネット利用を適切に管理する能力の習得の促進に努めるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第17条

1 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の使用が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合には、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

○「島根県青少年の健全な育成に関する条例」

第25条 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容が青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。